

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

- 対象者 ・母子家庭の母
・父子家庭の父
・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含まれません）
・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない20歳未満の児童（※1）
※1：就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金のみ
- 条件 ① 経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るという制度の趣旨から、経済状態が困窮しており、将来必ず償還する意思のある母子等が貸付けの対象となります。
② 就学支度資金、修学資金、就職支度資金（母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童・寡婦が扶養する子・父母のいない20歳未満の児童）、修業資金の貸付けについては、貸付申請者とともにその児童等も連帯借受人として債務を負う義務が生じます。このため、児童等にも償還の意思が必要です。
③ 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金の貸付については、連帯保証人の有無で利率が異なります。連帯保証人は県内に在住し、債務を肩代わりする意思と信用のある方となります。
- 償還 ① 貸付終了（学校卒業等）後、一定の据置期間の後、償還を開始します。
② 償還方法は、月賦、半年賦、年賦で、資金の種類により定められています。
③ 支払期日までに償還されない場合は、支払期日の翌日から支払日当日までの日数により計算した違約金が徴収されます。
- 手続き ① 貸付申請書及び必要書類（※2）を岐阜地域福祉事務所に提出してください。受付後、申請者・連帯保証人・連帯借受人の方に貸付について面接を行います。
※2：借りる資金の種類により異なります。事前に岐阜地域福祉事務所でご相談ください。
② 岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付委員会に諮った後、貸付けが決定されます。



● 問い合わせ窓口 ● 岐阜地域福祉事務所 ☎ 272-8215 (直通)



自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父の自立の促進を図るため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に、受講料の一部を支給します。

- 対象者 町内に住む母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方